

12月4日～10日は 「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です！

インターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題が発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

～人権啓発イベント「ヒューマンスクウェア」の開催～

人権尊重社会をめざす県民運動強調週間の事業として開催します。

日時 12月7日(土) 午前10時～午後7時

場所 アリオ深谷 センターコート

内容 ①森 圭一郎（もり けいいちろう）氏による人権トーク&ライブ ②人権啓発ポスターの展示
③定規絵付け体験 ④人権啓発DVDの上映 ⑤コバトン、ふっかちゃんとのふれあい

その他 入場無料

問合せ 県人権推進課 ☎048・830・2258

秩父税務署からのお知らせ

○国税に関するご相談・ご質問は電話でお問合せください。

秩父税務署 (☎22・4433)

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しております。

相談内容に応じて、番号を選択してください。

国税に関するご相談・ご質問
「1」を選択

消費税の軽減税率制度に関する
ご相談・ご質問「3」を選択

【電話相談センター】

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉所得税・年末調整
- 「3」 相続税・贈与税・譲渡所得
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税・印紙税
- 「6」 その他のご相談

国税局の職員がお答えします

消費税の軽減税率制度に関する専用窓口

【フリーダイヤルも設けております】

☎0120・205・553

(午前9時～午後5時)

○税務署窓口での相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

申告や、個別の相談などで税務署に来署して相談されたい場合は、自動音声案内で「2」を選択し、事前予約を行った上での来署をお願いします。

※令和2年1月6日(月)(年明け)～3月31日(木)までの期間については、所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告に関する相談の事前予約は行わず、受付順となります。

○国税庁ホームページの「タックスアンサー」もご利用ください。

スマートフォンからもご利用いただけ、大変便利で分かりやすくなっております。

問合せ 税務課住民税担当 ☎66・3111 内線115